

科 目	行政法 2 (前期)	単 位 2
担 当	早川 和宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>本授業では、行政と一般国民との間に、「良好ではない関係」が発生した場合の対処方法を学ぶ。法治行政の原理の下、行政は、適法な行政活動をなしているはずである。その限りにおいては、行政と一般国民との間には「良好な関係」が生じていると考えられる。しかし、行政を行うのが人である以上、そこに完璧を求めることはできない。また、複雑多岐にわたる行政法規は、解釈上の疑義も少なくない。そこには、「良好ではない関係」を生み出す素地が多分に存在する。</p> <p>「良好ではない関係」が発生した場合、それは事後的に解決せざるを得ない。事後的解決に資する制度として、行政不服申立て・行政訴訟・損失補償・国家賠償を取り上げる。一方、「良好ではない関係」が発生することを防げれば、これに勝ることはない。事前に「良好な関係」を担保するための制度として、行政手続を取り上げる。個人の権利利益等に影響を与える行政の諸活動は、当該個人の一生を左右するだけの力を持つことに留意しつつ、「良好ではない関係」を解きほぐす上で必要な理論の習得を目指したい。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、レジュメ、芝池義一『行政救済法講義(第3版)』(有斐閣・2006年)及び行政判例百選を使用して、講義形式で行う(授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない)。講義形式を中心とするが、レジュメ中に示した設問、行政法1で学習済みの事項等については、指名し、発言を求めるので、十分予習の上参加されたい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における積極的参加の程度(発言内容、提出物、無断欠席の有無等)と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 行政手続法理・行政手続の内容 第2回 行政不服申立て 第3回 行政事件訴訟の意義と種類 第4回 取消訴訟(1) 第5回 取消訴訟(2) 第6回 取消訴訟(3) 第7回 取消訴訟(4) 第8回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟 第9回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(1) 第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(2) 第11回 民衆訴訟・機関訴訟 第12回 損失補償制度 第13回 国家賠償訴訟(1) 第14回 国家賠償訴訟(2) 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 芝池義一『行政救済法講義(第3版)』(有斐閣・2006年)</p> <p>参考書(購入必須): 宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選[第6版]』(有斐閣・2012年)</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	公法総合（後期）	単 位 2
担 当	近藤 卓史	
<p>授業内容の概要</p> <p>行政判例を具体的事実関係から分析、検討し、行政訴訟の全体像をつかむことを目的とする。判例理論を理解することが前提となるが、その批判的検討も含め、具体的問題にどのように対応するか考える力を養う。</p> <p>また行政訴訟の形で憲法が問題となった事例も取り上げ、憲法と行政法の有機的な理解もはかりたい。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、検討すべき判例を毎回指定し、また毎回のテーマについて参考資料を配布し、双方向の授業を行う。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 行政争訟制度の構造 第2回 抗告訴訟の対象 - 処分性（1） 第3回 抗告訴訟の対象 - 処分性（2） 第4回 原告適格 第5回 訴えの利益 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟 第7回 仮の救済制度 第8回 当事者訴訟 - 確認訴訟の活用 第9回 行政裁量の司法審査 第10回 行政訴訟と民事訴訟 第11回 住民訴訟 第12回 国家賠償請求訴訟（1） 第13回 国家賠償請求訴訟（2） 第14回 損失補償請求訴訟 第15回 定期試験 <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）：高木光・稲葉馨編「ケースブック行政法」弘文堂</p> <p>参考書（購入任意）：</p> <p>前提履修科目 行政法1・2を履修済みであることが望ましい。</p>		

科目	公法事例演習（後期）	単位 2
担当	福井 康佐	
<p>授業内容の概要</p> <p>憲法の学習上重要な判例を下級審から取り上げて説明していく予定である。公法事例演習としての特徴は、行政訴訟の形態と行政法上の基本概念の確認という点を意識することにある。</p> <p>この授業では、当事者の主張の対比、判例理論の理解、判例理論のあてはめによる類似事件の解決という3つの作業を行う。テキストに沿って、まず、当事者がどのような主張を行っているのかをよく理解するようにしてもらいたい。次に、判例の論理を徹底的に理解して、その射程範囲がどこまで及ぶかを検討していく予定である。また、テキストには二つの重要判例が対比されているので、判例の一般論が異なる状況ではどのように展開していくのかを学習していきたい。また、演習問題を通じて、論文の書き方指導も行う。</p> <p>授業方法</p> <p>徹底した判例の予習を前提として、質疑応答形式の授業を行う予定である。受講生の判例理解を促すために、毎回予習チェックシートを作成して、重要事項の理解と確認を行う。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>小テスト(10点)・期末テスト(90点)で評価する。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 演習問題 論文の書き方の基本 第2回 反論権・謝罪広告・訂正放送～サンケイ新聞事件 第3回 集会の自由とその限界～和泉佐野市民会館事件 第4回 法制度の本質と比例原則の適用～森林法共有林事件 第5回 行政事件における適正手続の保障～成田新法事件 第6回 公務員の政治活動の自由～寺西判事補事件 第7回 演習問題 第8回 自己決定権の法理～宗教的理由による輸血拒否訴訟 第9回 演習問題 第10回 私法関係における人権保障～三菱樹脂事件 第11回 演習問題 第12回 立法不作為に対する違憲訴訟その1～在宅投票制度廃止事件 第13回 立法不作為に対する違憲訴訟その2～在外国民選挙権訴訟 第14回 演習問題 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）：初宿正典・戸松秀典『憲法判例』（第6版）有斐閣 参考書（購入推奨）：芦部信喜『憲法』（第5版）岩波書店</p> <p>前提履修科目</p>		

科 目	憲法判例演習 / 憲法判例論 (前期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
授業内容の概要		
<p>憲法の基本判例、いわゆるリーディングケースを詳細に取り上げる。下級審から、原告の主張、被告の反論を重視していきたい。また、法的三段論法を意識して判決を読みたい。とくに、違憲判決については、その論理を正確に理解することを促したい。</p>		
授業方法		
<p>事前に指定した判決を、学生と読み合わせ、適宜、質問する形式を取る。</p>		
成績評価の方法		
<p>小テスト(10点)・期末テスト(90点)で評価する。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p>		
授業計画		
第1回 イン트로ダクション～判例の読み方。		
第2回 三菱樹脂事件		
第3回 八幡製鉄事件		
第4回 君が代訴訟		
第5回 玉串料事件		
第6回 砂川市神社事件		
第7回 剣道実技事件		
第8回 戸別訪問事件		
第9回 川崎民商事件		
第10回 薬事法事件		
第11回 国籍法違憲判決		
第12回 非嫡出子相続分違憲判決		
第13回 砂川事件		
第14回 長沼ナイキ訴訟		
第15回 まとめ		
使用教材		
教科書(購入必須): 特になし。		
参考書(購入推奨): 適宜指示する。		
前提履修科目		

科目	民法2 (後期)	単位 2
担当	田中 宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>民法典の第3編第1章を対象とする。民法3で取り扱う契約,民法4で取り扱う事務管理,不当利得,不法行為は,いずれも債権の発生原因であるが,これらの発生原因によって発生した債権に関する共通ルールが,民法2で取り扱う債権総論である。債権自体が目に見えない存在であり,その発生原因である売買や賃貸借や雇用など,共通性があるとは俄には認めがたいものの共通ルールであるから,いきおい抽象的にならざるを得ない。それを少しでも具体的イメージを持ちながら理解を進め,正確で使える知識習得を目標としたい。</p> <p>なお全分野について満遍なく触れることは不可能であるため,飛ばさざるを得ない分野もある。</p> <p>授業方法</p> <p>教科書と,判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが,適宜,設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め,また学生間で討論する機会をもつこととする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績 70%とを総合評価する。</p> <p>成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 序説,債権入門,弁済1[正常な経過による債権の実現](3頁~35頁)</p> <p>第2回 弁済2[弁済者,弁済の相手方,時期・場所](33頁~58頁)</p> <p>第3回 弁済3[何を弁済すべきか,弁済の効果(除代位)](以上58頁~74頁)</p> <p>第4回 弁済4[弁済の提供・債権者遅滞,法的性質,供託],その他の消滅原因(88頁~108頁)</p> <p>第5回 債務不履行1[債権の効力,現実的履行の強制,損害賠償(序,要件)](109頁~124頁)</p> <p>第6回 債務不履行2[損害賠償(序,要件)](125頁~156頁)</p> <p>第7回 債務不履行3[損害賠償(効果)],第三者による債権侵害(156頁~189頁)</p> <p>第8回 金銭債権の履行確保に関する諸制度,代物弁済,債権譲渡1[民法の定める債権譲渡,現代の債権譲渡,譲渡可能性を巡る問題](193頁~223頁)</p> <p>第9回 債権譲渡2[対抗要件をめぐる問題,証券的債権の譲渡,債務引受](223頁~245頁)</p> <p>第10回 相殺(247頁~272頁)</p> <p>第11回 責任財産の保全1[一般財産への執行の準備,債権者代位権](271頁~296頁)</p> <p>第12回 責任財産の保全2[債権者取消権](296頁~331頁)</p> <p>第13回 保証(333頁~365頁)</p> <p>第14回 多数当事者の債権債務関係(367~381頁),弁済者代位(74~88頁)</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):内田貴『民法 債権総論・担保物権(第3版)』東京大学出版会</p> <p>参考書(購入任意):民法判例百選 債権[第6版],潮見『入門民法(全)』(以上有斐閣),平野『コア・テキスト民法 (債権総論)』(新世社)</p> <p>前提履修科目:民法1,民事法総合1を受講済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民法 6 (前期)	単 位 2
担 当	田中 宏	
<p>授業内容の概要 抵当権を中心とする民法典の担保物権(295条～398条の22)と、譲渡担保を中心とする非典型担保、を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域(民事執行法、破産法等)にも論及する反面、分野全体を総花的には講義できないので、適宜ピックアップすることとなる。</p> <p>授業方法 おおむね民法3と同様の講義形式の授業とする。教科書と教材を事前に読んでいることを前提に進めていく。適宜、設問や判例等について口頭で説明を求めることや、レポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。</p> <p>成績評価の方法 平常点(小テストないしレポート等を含む。出欠回数は成績評価の対象とはしない。)が30%。期末筆記試験の成績が70%の総合評価。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画 第01回 担保法の全体像(債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係) 第02回 抵当権1(抵当権の機能、設定から実行そして後処理) 第03回 抵当権2(被担保債権、抵当権の及ぶ客体) 第04回 抵当権3(物上代位、担保不動産収益執行) 第05回 抵当権4(抵当権侵害(1)) 第06回 抵当権5(抵当権侵害(2)) 第07回 抵当権6(法定地上権) 第08回 抵当権7(抵当権の処分) 第09回 抵当権8(共同抵当) 第10回 その他の典型担保 - 質権・留置権・先取特権(1) 第11回 その他の典型担保 - 質権・留置権・先取特権(2) 第12回 非典型担保1(概説、譲渡担保1 - 法律構成、対内的効力) 第13回 非典型担保2(譲渡担保2 - 対外的効力、集合資産(動産・債権)譲渡担保) 第14回 非典型担保3(仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段) 第15回 期末試験</p> <p>なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項(教科書の該当箇所や採り上げる判例等)については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。</p> <p>使用教材 教科書(購入必須): 内田貴『民法(第3版)』(東京大学出版会) 参考書(購入任意): 潮見『入門民法(全)』(有斐閣)</p> <p>前提履修科目 民法法総合1, 民法1234を履修済みであることが望ましい。</p>		

法律基本科目 民事法系

科 目	民事法総合2 (後期)	単 位
		2
担 当	竹内 淳	

授業内容の概要

民事紛争事例に関する具体的な事案を素材とし、設問に従って学生自らが事案の分析を進めることを通じて、民法・商法・民事訴訟法の各分野に関する基本知識の理解を深めるとともに、問題解決に向けた十分な法的思考力を身につけることを目指す。

授業方法

学生各自があらかじめ与えられた事案についての設問を検討してくることを前提に、教室では、設問についての質疑応答を中心に授業を進める。全14事案のうち2事案については、予習課題として、設問に対する答案を作成し、授業前に提出することを求める。なお、予習課題が課されていない事案についても、各授業の前に各自が答案または答案構成メモを作成の上で授業に参加することが望まれる。

成績評価の方法

(1)期末試験、(2)予習課題(2回)の内容、(3)授業参加の状況により総合評価する。評価割合は、期末試験80%、予習課題15%、授業参加状況5%とする。成績は、A、B、C、D、F(またはN)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 売掛債権の二重譲渡と代金支払・返品に関する紛争
- 第2回 代理人による根抵当権設定をめぐる紛争
- 第3回 借地上の建物の譲渡をめぐる紛争
- 第4回 全株式譲渡制限会社の経営権に関する紛争
- 第5回 従業員の運転する車両による交通事故をめぐる紛争
- 第6回 <テーマ未定>【予習課題】
- 第7回 株式会社の事業譲渡をめぐる紛争
- 第8回 従業員による商品券等の架空注文をめぐる紛争
- 第9回 隣地との境界線を越えて建てられていた建物をめぐる紛争
- 第10回 購入した中古車に生じた不具合をめぐる紛争
- 第11回 所有権留保付の工作機械売買契約をめぐる紛争
- 第12回 <テーマ未定>【予習課題】
- 第13回 取引先の倒産によって回収不能となった売掛金債権をめぐる紛争
- 第14回 納品されなかった建材をめぐる紛争
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須):

特に指定しない。ただし、民法1~6、会社法1・2、民事訴訟法1・2でそれぞれ教科書(購入必須)として指定された書籍(基本書、学習用判例集)は、当然に、熟読していることが求められる。

参考書(購入推奨):(1)は法的思考の総まとめ用、(2)~(6)は発展学習用の書籍である。

- (1) 金井『民法でみる法律学習法』(日本評論社)
- (2) 松岡=潮見=山本『民法総合・事例演習』(第2版、有斐閣)
- (3) 前田=洲崎=北村『会社法事例演習教材』(第2版、有斐閣)
- (4) 伊藤靖史=伊藤雄司=大杉=齊藤=田中=松井『事例で考える会社法』(有斐閣)
- (5) 遠藤『事例演習民事訴訟法』(第3版、有斐閣)
- (6) 瀬川他編『事例研究民事法1・II』(第2版、日本評論社)

前提履修科目

民事法総合1、民法1~6、会社法1・2、民事訴訟法1・2を履修済みまたは受講中であることが望ましい。

科 目	会社法2 (前期)	単 位
		2
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講は、株式制度に関わる諸問題、企業結合・組織再編、会社の計算の3つの分野についての検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面でもとえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。これらの点を総合的に理解できるよう、講義を実施する。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行ってもらった上で講義に臨んでもらうことを前提とする。ただし、近年、講義内容が膨大になっていることもあり、授業の大半は講義形式とならざるをえないものと思われる。なるべく必要な事項を網羅的に解説することを目標とする。必要に応じて、できるかぎり質疑・討論も行いたい。なお、授業計画は変更されることがある。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より10点を限度として減点する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 株式制度の基礎・種類株式 第2回 株式の譲渡(1) 譲渡の方式(株券制度含む) 第3回 株式の譲渡(2) 株式の譲渡制限 第4回 株式の譲渡(3) 自己株式の取得 第5回 募集株式の発行(1) ~ 発行手続 第6回 募集株式の発行(2) ~ 募集株式発行の瑕疵 第7回 株式の単位の変更、新株予約権、社債 第8回 敵対的買収と防衛策 第9回 組織再編(1) 事業譲渡・合併 第10回 組織再編(2) 会社分割、株式交換・株式移転 第11回 組織再編(3) 組織再編の瑕疵 第12回 会社の計算(1) 計算書類等の意義と決算手続 第13回 会社の計算(2) 剰余金の配当規制 第14回 会社の解散・持分会社 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): のいずれか(もしくは双方)を利用すること(但し、講義時にはレジュメを配布する) (詳細・発展学習向け)江頭憲治郎:『株式会社法』(第4版) 有斐閣 平成23年 (平易・未修向け)平出慶道 = 山本忠弘 = 田澤元章:『商法概論 - 会社法』 青林書院 平成22年</p> <p>参考書(購入任意): 注:いずれも購入時の最新版を用意すること 神田秀樹:『会社法』(第15版) 弘文堂 平成25年 弥永真生:『リーガルマインド会社法』(第13版) 有斐閣 平成24年 伊藤靖史ほか『会社法』(第2版)(LEGAL QUEST シリーズ) 有斐閣 平成23年 江頭憲治郎ほか『会社法判例百選〔第2版〕』(別冊ジュリスト) 有斐閣 平成23年</p>		

科 目	商取引・有価証券（後期）	単 位 2
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要 本講座では商取引法と有価証券法を取り上げる。 前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。</p> <p>授業方法 事前の予習を前提として講義形式で必要な知識、論点の確認を行う。そのうえで質疑討論を中心にしながら、事前に呈示した課題について考察し、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法 講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F(N)の5段階とする。授業時にリアクションペーパーもしくは小テストを要求することがある。なお、遅刻回数が多い場合には正当な遅刻理由なしとして欠席として扱うまたはマイナスの平常点として合計点数から差し引くことがある。</p> <p>授業計画 第1回 商行為の通則(1) 第2回 商行為の通則(2) 第3回 商事売買 第4回 仲立、問屋、代理商 第5回 運送営業・倉庫営業 第6回 運送・倉庫証券 第7回 交互計算・匿名組合・場屋営業 第8回 手形行為概論・手形の成立 第9回 他人による手形行為、手形の変造 第10回 手形の裏書と善意取得 第11回 手形抗弁、手形行為独立の原則 第12回 特殊な裏書、手形保証 第13回 手形の支払・遡求、手形上の権利の消滅 第14回 利得償還請求権、白地手形、為替手形、小切手 第15回 期末試験</p> <p>使用教材 教科書(購入必須) 特定の教科書は指定しない。 毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。 参考書(各分野のいずれかを購入に任意することが望ましい) 平出慶道ほか『商法概論』青林書院 平成19年〔全範囲〕 近藤光男『商法総則・商行為法』(第6版)有斐閣 平成24年〔商取引〕 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』(第2版)有斐閣 平成18年〔商取引〕 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』(第2版補訂2版)有斐閣 平成19年〔有価証券〕 江頭・山下編『商法(総則商行為)百選(第5版)』、落合・神田編『手形小切手百選(第6版)』</p> <p>前提履修科目 民法1～7、民事法総合1、商法入門を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民事訴訟法 2 (前期)	単 位 2
担 当	吉田 元子	
<p>授業内容の概要</p> <p>授業科目「民事訴訟法 2」では、法典としての民事訴訟法(平成 8 年法律 109 号)を中心として民事手続法について学習する。授業科目「民事訴訟法 1」と本科目の 2 科目を学修することによって、民事手続法分野の基本的解釈論が修得される。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただきたい。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決も目指した教員からの講義を中心としつつ、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポート・小テストを課した場合には、レポート・小テストの点数を 20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1 回の(無断)欠席につき 100 点満点中 5 点を減点する。</p> <p>成績評価は、A・B・C・D・F または N の 5 段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 口頭弁論の意義と諸原則 第 2 回 口頭弁論の懈怠に対する措置 第 3 回 口頭弁論の準備と争点整理 第 4 回 証拠調べ 1 : 人証 第 5 回 証拠調べ 2 : 書証 第 6 回 証拠調べ 3 : 鑑定・検証・調査嘱託・証拠保全 第 7 回 民事訴訟の当事者 1 第 8 回 民事訴訟の当事者 2 第 9 回 上訴 第 10 回 共同訴訟 1 第 11 回 共同訴訟 2 第 12 回 訴訟参加 1 第 13 回 訴訟参加 2 第 14 回 訴訟手続の中断・承継と任意的当事者変更 第 15 回 期末試験 <p>なお、上記の項目は予定であり、関係法規改正等の事情に応じて変更される可能性もある。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤田広美 『講義 民事訴訟〔第 3 版〕』(東京大学出版会、2013 年) 小林秀之編 『判例講義 民事訴訟法〔第 2 版〕』(悠々社、2010 年) <p>なお、上記 が 2014 年 4 月までに改訂がなされた場合には、最新版を使用することが望ましい。</p> <p>参考書(購入任意):</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤田広美 『解析 民事訴訟〔第 2 版〕』(東京大学出版会、2013 年) 裁判所職員総合研修所監修 『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会、2010 年) 商事法務編 『タクティクス アドバンス民事訴訟法 2014』(商事法務、2013 年) 		

法律基本科目 民事法系

科 目	民事判例論（前期）	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	
<p>授業内容の概要</p> <p>例えば、民法110条では権限ゆ越の表見代理が成立するためには「正当事由」が必要であるとされているが、具体的な事案で、どういう事柄・事実があれば正当事由があると見なされるのでしょうか。民法の教科書を見てもそのようなことは書いていない。そこで、最高裁や下級審で争われた具体的な事案を通じて、民法110条がいう「正当事由」とはどのような事実なのかを探り、民法をより深く学んで貰うのが主目的である。この講義では、民法の総則、物権、債権総論、債権各論、不法行為、親族相続の中から重要な論点や世間で最近取りざたされているホットな事件・論点をピックアップし、当該事案を通じて、事案の分析、要件事実、立証活動などを学習して貰います。</p> <p>授業方法</p> <p>最高裁判決等をシンプル化した事案や変形した事案を配布し、原告及び被告それぞれの立場で事案を分析して攻撃防御方法を考えて貰います。攻撃防御方法を考える上で各自、自己の主張を有利に導く判決、逆に不利な判決を検索し、有利な判決との親和性、非親和性、不利な判決との親和性、非親和性などを吟味して、自己の主張の補強材料としたり、相手方の主張に対する攻撃材料としたりして、自己の主張を説得力のあるものに作り上げて貰います。また、著名な判決例を使用して、原被告双方の主張の整理し、裁判所がどのような観点・考え・思考経路から判決に至ったかを学びます。それらを前提に授業でお互いに議論しながら、判決の理解を深めることを目指します。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>最終回に期末試験を実施する。講義に際して提出してもらう書面及び講義への能動的・積極的な参加の程度を加味し、総合的に評価する。期末試験と平常点の比率は8対2とする。成績評価は、A・B・C・D・F（N）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 総則1 第2回 総則2 第3回 物権1 第4回 物権2 第5回 債権総論1 第6回 債権総論2 第7回 債権各論1 第8回 債権各論2 第9回 不法行為1 第10回 不法行為2 第11回 親族相続1 第12回 親族相続2 第13回 総合1 第14回 総合2 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）： なし</p> <p>参考書（購入推奨）： 判例プラクティス民法 ・ 最高裁民法判例研究第1巻・第2巻 但し、いずれも高価な書籍なので図書館等で必要箇所をコピーすることも可</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

科 目	民事法事例演習 (前期)	単 位 2
担 当	難波 幸一、田中 宏、土田 亮(コーディネータ)	
<p>授業内容の概要 これまでに学んだ、民事法の基本科目について、事例演習の形で問題解決能力を涵養する</p> <p>授業方法 授業は基本的に2コマ通して7回行い、各回について、120分で起案を行い60分で解説を行う。 起案は、司法試験レベルの演習問題を予定している。担当は民事法教員が交代で行う。</p> <p>成績評価の方法 各回の授業における解答の成績に出席、授業態度を加味して平常点で評価する。 成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。</p> <p>なお、授業方法、成績評価方法については今後変更されることがあるので注意すること。</p> <p>授業計画 第1回 ガイダンス(90分) 第2回 起案演習(120分)、解説(60分) 第3回 起案演習(120分)、解説(60分) 第4回 起案演習(120分)、解説(60分) 第5回 起案演習(120分)、解説(60分) 第6回 起案演習(120分)、解説(60分) 第7回 起案演習(120分)、解説(60分) 第8回 起案演習(120分)、解説(60分)</p> <p>使用教材 教科書(購入必須): なし 参考書(購入推奨): なし</p> <p>前提履修科目 民法、民事訴訟法、商法の各基本科目を履修済みであることが望ましい。</p>		

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	中島 広樹	

授業内容の概要

刑法2は、財産犯論の基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKC に掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKC に掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものとなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。

授業方法

基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKC によって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。また、刑法 1 で講義できなかった部分も財産犯論の合間を縫って触れたいと考えている。

成績評価の方法

期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績は A・B・C・D・F 又は N の5段階で評価する。

授業計画

- 第1回 財産犯論
- 第2回 財産犯論
- 第3回 財産犯論
- 第4回 財産犯論
- 第5回 財産犯論
- 第6回 財産犯論
- 第7回 財産犯論
- 第8回 財産犯論
- 第9回 財産犯論
- 第10回 財産犯論
- 第11回 財産犯論
- 第12回 財産犯論
- 第13回 偽造罪 その他
- 第14回 偽造罪 その他
- 第15回 期末試験

(若干の変更可能性あり)

使用教材

- 教科書(購入必須)： 曾根威彦「刑法総論(4 版)」・「刑法各論(5 版)」弘文堂、大谷實「刑法講義総論(新版第 4 版)」・「刑法講義各論(新版第 4 版)」成文堂、前田雅英「刑法総論講義(5 版)」・「刑法各論講義(5 版)」東京大学出版会
 いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。
- 参考書(購入任意)：「刑法判例百選 (6 版)」有斐閣、前田「最新重要判例 250 刑法 第 9 版」弘文堂
 必要に応じて、随時指示する。

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事訴訟法 2 (前期)	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。</p> <p>具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいとわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあるかと思えます。できる限り解きほぐしてゆきたいと思えます。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。</p> <p>授業方法</p> <p>テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義・演習・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価するのを原則とします。ただし、復習試験を加味することがあります。成績はA・B・C・Dを合格、F・Nを不合格とすることは他の科目と同じです。</p> <p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公訴の提起 訴訟対象・訴因 2 公判手続(1) 公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 3 公判手続(2) 公判準備、公判手続、証拠開示 4 復習起案(予定) 5 証拠法総論 厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 6 自白(1) 自白法則・補強法則 7 自白(2) 同上、自白の信用性 8 伝聞法則(1) 総論、321条関係(検面調書、捜査書類) 9 伝聞法則(2) 322条以下 10 排除法則 違法収集証拠排除法則 11 復習起案2(予定) 12 裁判 裁判の種類、裁判の効力 13 誤判救済 上訴・再審 14 刑事手続と被害者 <p>なお、復習起案の日程については、変更の可能性があります。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書： 各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。</p> <p>参考書： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし。但し、刑事訴訟法1の知識があることは、当然予定されています。</p>		

科目	刑事法総合（後期）	単位 2
担当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を行ったことを踏まえて、刑事法全体の中から重要なテーマを選び、判例を中心とする具体的な事例を主な題材として、問題点の確認や検討を行い(理論的・実務的に重要な発展的・応用的な議論にも適宜言及する)、各テーマ(及びその関連領域)についての具体的・実践的な理解を深める科目である。授業では、問題点相互の関連性(例えば、刑法総論と各論の関係や、刑法と刑事手続と事実認定の関係)をも意識する。また、事案に対する自己の法的分析や検討結果を文章で適切かつ説得的に表現できる能力の涵養(レポートと添削指導)を行う。さらに、各回の授業テーマやその周辺領域について、重要判例の確認や短答式問題を用いた知識の確認を行っていききたい。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。授業で取り上げた内容については、十分な復習によって理解を深めていただきたい。毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>学期中に課されるレポート(1回を予定)と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN(不可)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 実行行為, 因果関係論 第2回 正当防衛, 被害者の同意(承諾) 第3回 故意と錯誤論 第4回 過失犯 第5回 共犯論 第6回 財産犯(1)(財産犯における占有を中心として) 第7回 財産犯(2)(財産犯における損害を中心として) 第8回 文書偽造罪 第9回 司法作用に対する罪 第10回 供述証拠(主に自白) 第11回 非供述証拠 第12回 起訴と訴因 第13回 伝聞証拠と伝聞法則 第14回 択一的認定 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>重要参考書(購入推奨): 西田典之 他 編『刑法判例百選・[第6版]』(有斐閣)(平成20年) 前田雅英 著『最新重要判例250(刑法)第9版』(弘文堂)(平成25年) 井上正仁 他 編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』(有斐閣)(平成23年) 石井一正 著『刑事事実認定入門(第2版)』(判例タイムズ社)(平成22年) その他, 各自の基本書・参考書</p> <p>前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)</p> <p>刑事法入門, 刑法の基礎, 刑法1, 刑法2, 刑事訴訟法1, 刑事訴訟法2</p>		

科 目	刑事法事例演習 (前期)	単 位 2
担 当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法と刑事訴訟法についての一通りの学習を終えたことを踏まえて、法科大学院における刑事法の学習の最終段階に位置するものとして、長文の事例問題の検討を通して、刑事法の実践的な問題解決能力の涵養と重要な問題点についての理解をさらに深めることを目的とする。これまでに学習したことを活かしながら、長文かつ複雑な事例問題に取り組んでいただく。事例解決のために重要な問題点(論点)を発見できる「感覚」と妥当な解決方法(結論)を導き出せる「発想」を身に付けることができるような授業を行いたい。授業で取り上げる事例問題は、授業前に提示して事前の検討(予習)を行ってもらう場合と、授業時に提示してその場で検討を行ってもらう場合の両者を予定している。授業に向けて事例問題の事前検討(予習)を十分に行う意欲のある学生の履修を期待している。</p> <p>授業方法</p> <p>授業で検討する事例問題については、事前にTKC教育研究支援システムによって提示する場合と、授業時に提示してその場で検討してもらう場合の両者を予定している。毎回の授業では、教員から学生に対して、事例問題の検討内容についての質問を行うので、学生は、自らの検討結果やそこに至る思考プロセスや疑問点等を積極的に解答することが期待されている。事前に提示する事例問題についての十分な検討(予習)と、授業後の十分な復習が期待される。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>事例問題に対する取り組み方(平常点)、学期中に課される答案形式のレポート(1回を予定)、そして期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN(不可)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑法・事例演習(1) 第2回 刑法・事例演習(2) 第3回 刑法・事例演習(3) 第4回 刑法・事例演習(4) 第5回 刑法・事例演習(5) 第6回 刑法・事例演習(6) 第7回 刑法の新判例の検討 第8回 刑事訴訟法・事例演習(1) 第9回 刑事訴訟法・事例演習(2) 第10回 刑事訴訟法・事例演習(3) 第11回 刑事訴訟法・事例演習(4) 第12回 刑事訴訟法・事例演習(5) 第13回 刑事訴訟法・事例演習(6) 第14回 刑事訴訟法の新判例の検討 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>各自の基本書・参考書</p> <p>前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)</p> <p>刑事法入門、刑法の基礎、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合</p>		